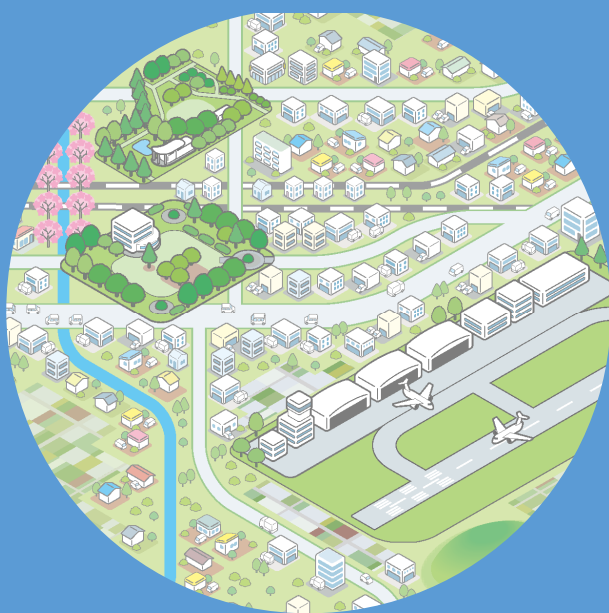


各務原市都市計画マスタープラン 2026



概要版



各務原市

全体構想

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たします。

計画期間（目標年次）

目標年次は、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、10 年後である 2035 年とします。

都市づくりの理念・目標

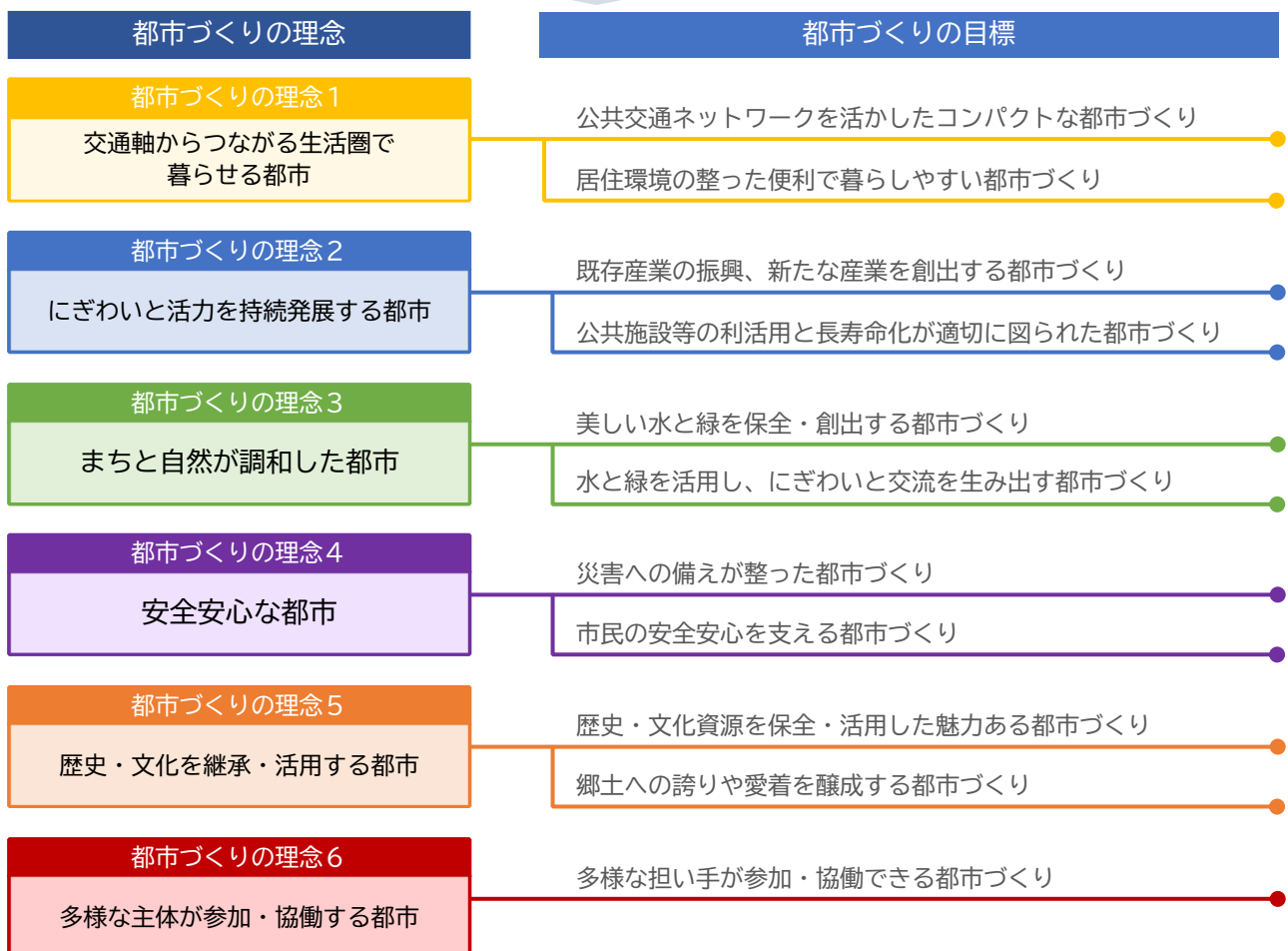
本市の最上位計画である総合計画では、将来都市像として「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち～しあわせ実感 かかみがはら～」を掲げ、最重点プロジェクトとして「人口減少・少子化対策」を位置づけています。将来都市像を実現するため、本市の現状や都市を取り巻く課題を踏まえ、都市づくりの理念と目標を設定します。

総合計画

もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～

横断的視点 人口減少・少子化対策

「人口減少・少子化対策」を最重点プロジェクトに位置づける。
分野を横断した複合的なアプローチにより「人口減少の抑制」と「人口減少への適応」の両面から、総合的な対策を講じる。



都市整備方針

(1) 土地利用

■市街化区域の土地利用方針

住宅系地域	住宅地	<p>鉄道駅周辺の既存住宅地については、引き続き人口の集積を図ります。また、市街化区域の縁辺部では、地区計画道路の整備や土地区画整理事業等により、ゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。</p>	大規模住宅団地等	<p>良好な居住環境の保全を図るとともに、地区内にみられる空き家の流通を促進します。また、公共交通ネットワークの確保等により、日常生活の利便性の維持に努めます。</p>
商業系地域	商業地	<p>六軒駅、各務ヶ原駅・名電各務原駅周辺は、本市の既存住宅地における拠点となる商業地の役割を果たしており、今後も機能維持・充実を図ります。また、主要幹線道路沿道の近隣商業地域については、交通利便性を活かした商業地としての土地利用の維持・誘導を図ります。</p>	大規模集客施設立地エリア	<p>大型商業施設が立地するエリアは、引き続き商業地としての機能維持・充実を図ります。</p>
系複合系地域 住居・商業	複合市街地	<p>各務原市役所前駅及びび那加駅・新那加駅周辺と鶴沼駅・新鶴沼駅周辺では、交通の利便性を活かし、多様で魅力ある都市機能の立地を促進するとともに、これらと調和した住宅地の形成を図ります。</p>		
工業系地域	工業地	<p>現有の生産機能の維持・強化を図るとともに、周辺の農地、自然環境や住環境に十分な配慮をしながら工業系の土地需要に対応する新たな工業用地の確保・拡大を検討します。</p>		

■市街化調整区域の土地利用方針

幹線道路沿道エリア	(斜線)	<p>幹線道路の沿線や岐阜各務原インターチェンジの周辺等の交通利便性の高い地区においては、優良農地との調整や周辺の住環境に配慮しつつ、新たな産業用地の誘導を図ります。</p>
鉄道駅近接エリア	(斜線)	<p>交通利便性に優れた鉄道駅に近接する地域において、無秩序な土地利用等による不良な街区の形成を防止するため、地区計画等の活用により、良好な住環境の形成が図られるよう検討します。</p>

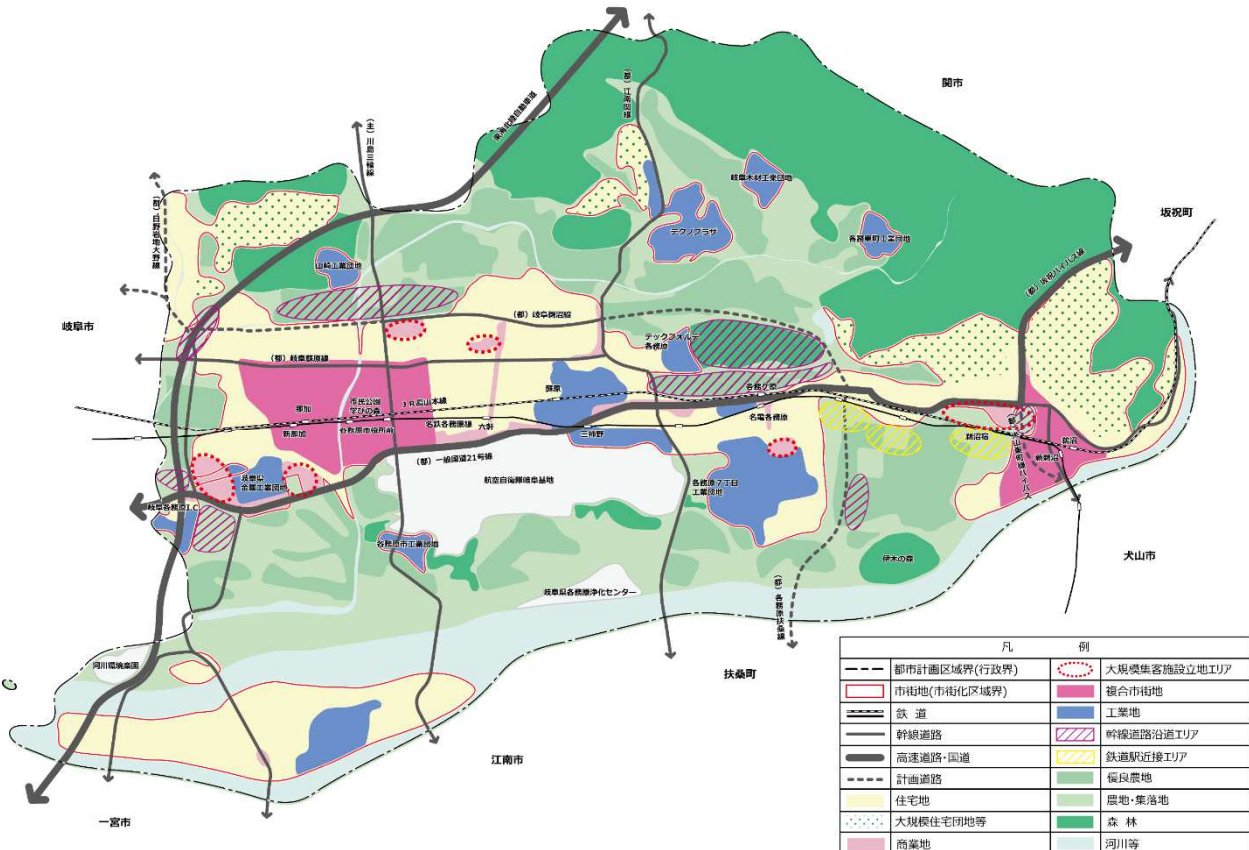


図 土地利用方針図

(2) 都市施設等

(i) 道路

取り組み方針

- ◆ 主要な路線の計画的な整備促進
- ◆ 交差点改良や狭あい道路整備による生活道路環境の改善
- ◆ 歩道・自転車ネットワークの整備による安全な移動環境の確保
- ◆ 歩行環境や沿道環境に配慮した道路空間の整備

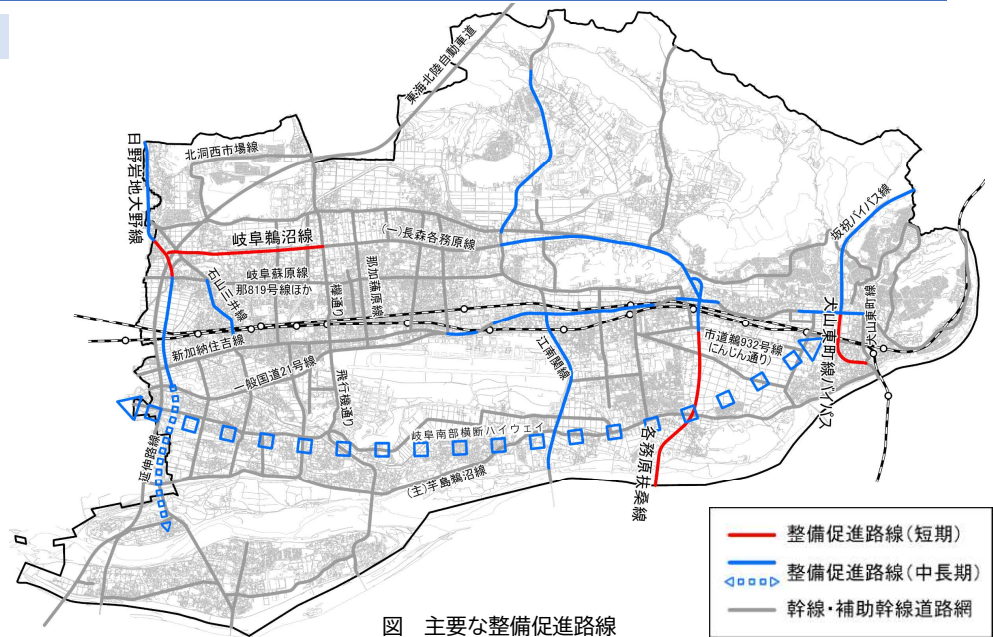


図 主要な整備促進路線

(ii) 公共交通

取り組み方針

- ◆ 鉄道・バス等が相互に連携する公共交通ネットワークの維持
- ◆ 乗継拠点の整備による公共交通の利便性向上
- ◆ 新技術の活用等による効率的な交通サービスの検討

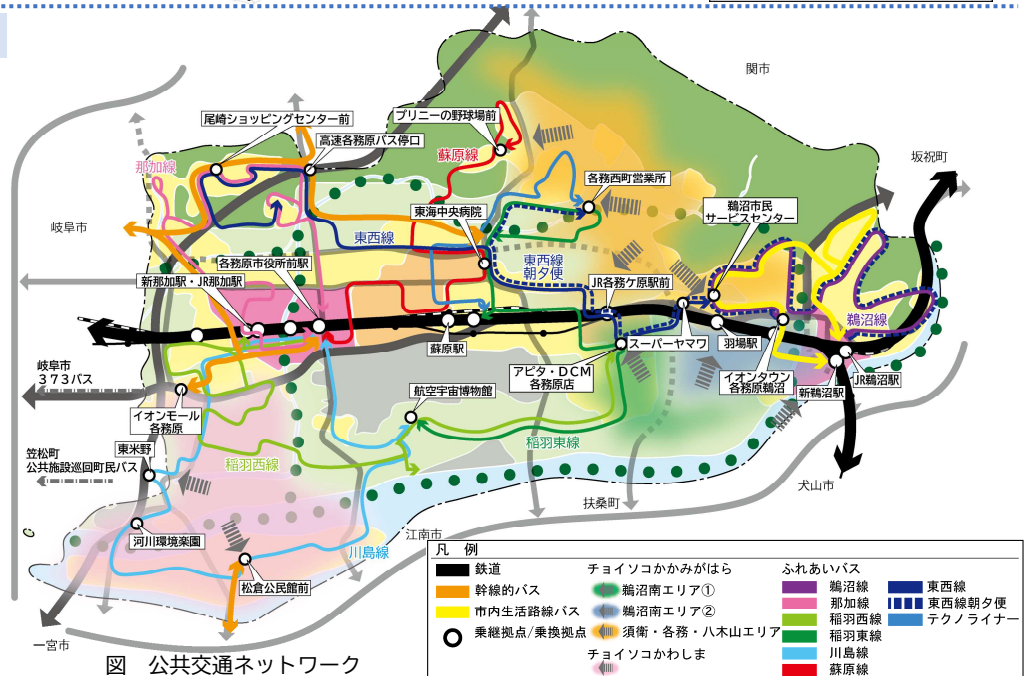


図 公共交通ネットワーク

(iii) 公園・緑地

取り組み方針

- ◆ 緑の基本計画に基づく緑地配置と緑のネットワークの形成
- ◆ 都市公園の機能再編・統廃合
- ◆ 公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕・更新
- ◆ 指定管理者制度や Park-PFI 等、官民連携による公園管理の推進

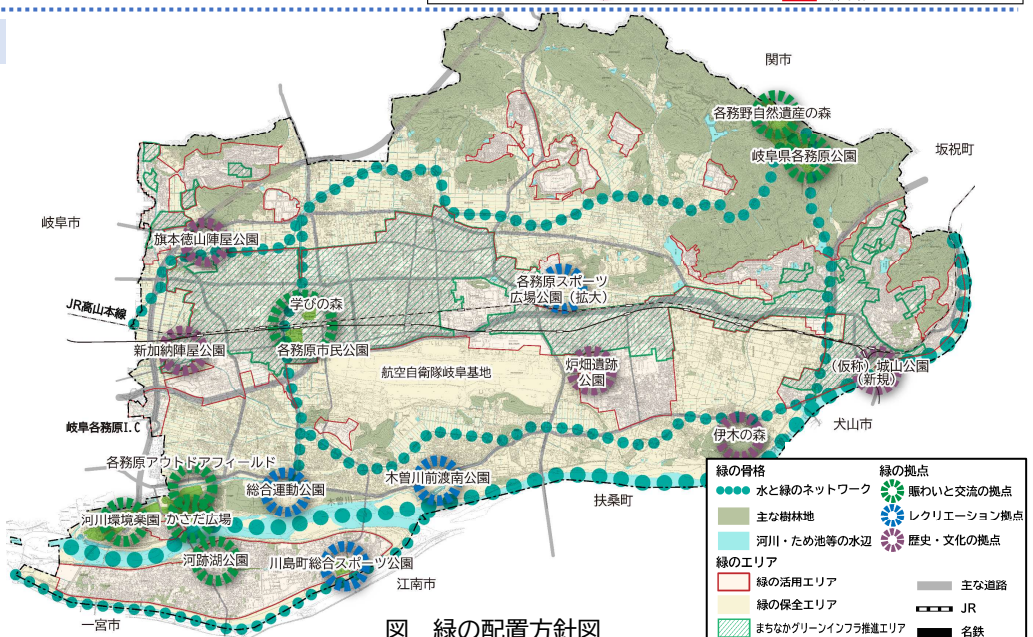


図 緑の配置方針図

(iv) 下水道

取り組み方針

- ◆ 経済的かつ効率的な下水道整備
- ◆ 老朽化施設の計画的な更新・延命化
- ◆ 雨水幹線や雨水貯留施設の整備による浸水対策の推進

(v) 河川

取り組み方針

- ◆ 境川流域整備計画や流域水害対策計画に基づく総合的な治水対策の推進
- ◆ 国と連携した木曽川堤防整備の促進

(vi) その他都市施設

取り組み方針

- ◆ 都市施設の計画的な設備更新と長寿命化
- ◆ 小中学校の適正規模及び適正配置等の検討

(3) 市街地整備

取り組み方針

- ◆ 東西の都市拠点や駅前広場整備による都市機能の充実
- ◆ 地区計画や土地区画整理事業による良好な市街地形成

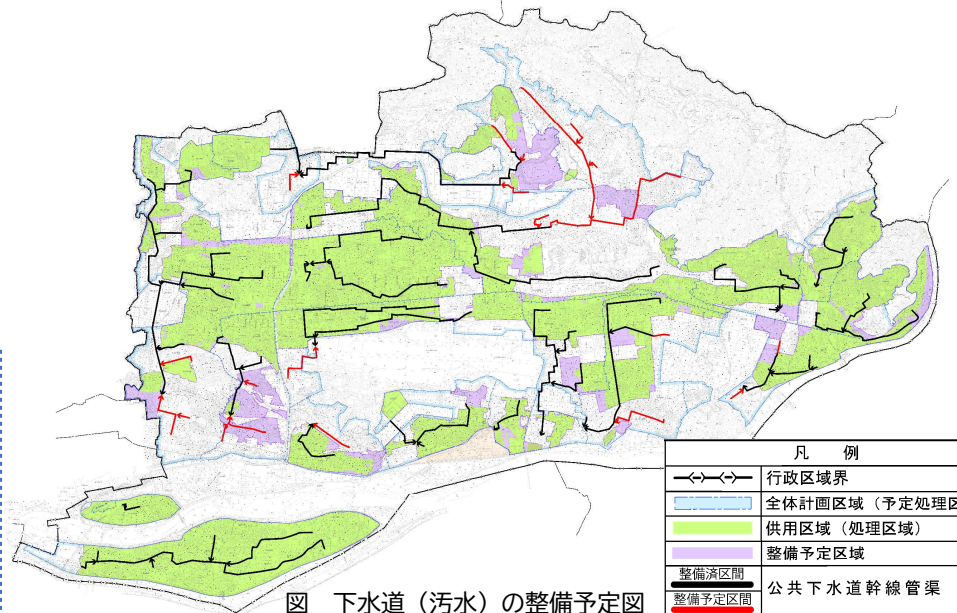


図 下水道（汚水）の整備予定図

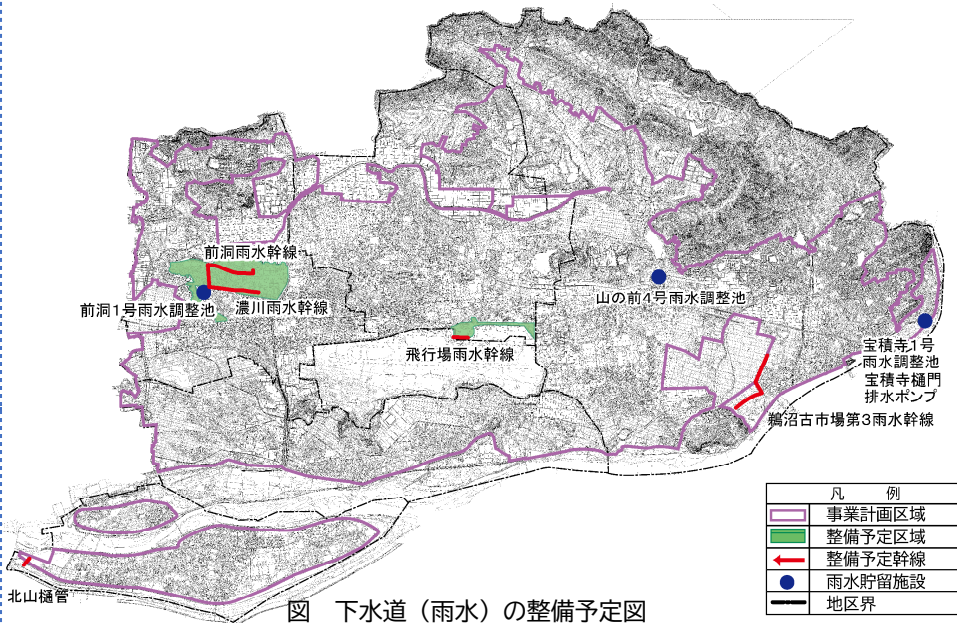


図 下水道（雨水）の整備予定図

(4) 関連分野

(i) 景観

取り組み方針

- ◆ 景観計画や地域の特性に応じた重点風景地区・景観地区に基づく良好な景観形成の推進

(ii) 歴史・文化

取り組み方針

- ◆ 中山道、木曽川及び航空機産業等、本市の都市形成過程において重要な要素である歴史・文化の継承

(iii) 安全安心

取り組み方針

- ◆ 防災拠点整備、防災機能の向上及び地域防災力強化
- ◆ 交通安全対策と防犯対策

(iv) 環境

取り組み方針

- ◆ 環境基本計画に基づく環境施策の推進
- ◆ 都市環境の向上と自然環境の保全・活用の推進

(v) 市民協働

取り組み方針

- ◆ まちづくりへの市民参加機会の充実と担い手育成
- ◆ 市民活動団体や事業者との協働によるまちづくりの推進

那加地区

■地区の概況

那加地区は、各種官公庁、教育施設、商業施設、市民公園や学びの森等が集積する本市の中心地域としての役割を果たしています。また、既成住宅地には密集した宅地がみられるほか、市街化区域の縁辺部には、低未利用地が残存しています。



図 地区区分

■地区の目標

良好な住環境の維持・形成及び新たなにぎわいや交流の創出による西の拠点地域の形成

本地区においては、公共交通の利便性を活かしながら、低未利用地の残る縁辺部の地区計画道路の整備等により居住の誘導を図るとともに、ウォークラブルなまちづくりを推進することでまちの回遊性を高め、更なる交流・にぎわいを創出することを目標とします。

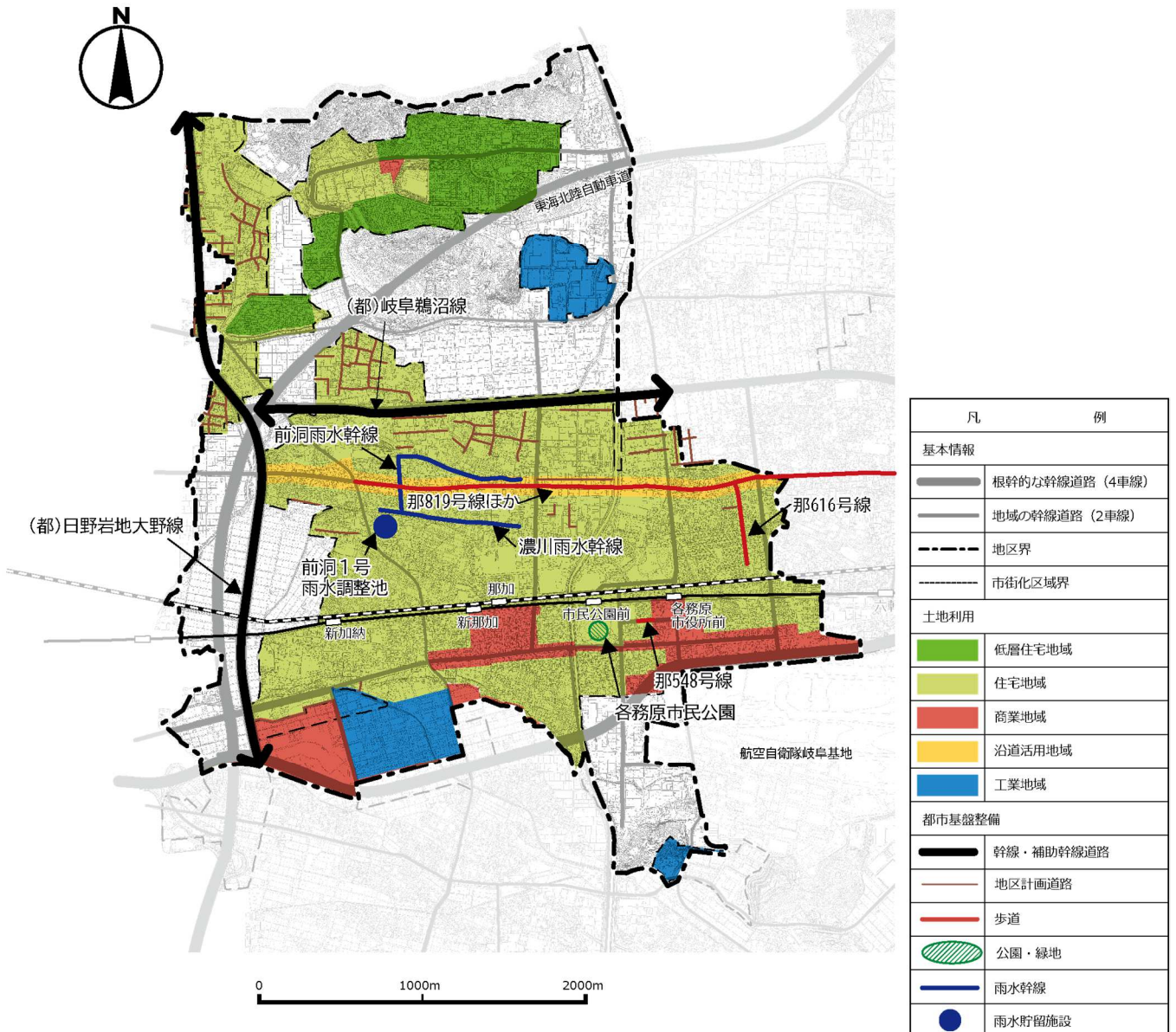


図 土地利用・都市施設整備方針図（那加地区）

稲羽地区

■地区の概況

稲羽地区は、大部分が市街化調整区域となっており、集落地と木曾川の自然に恵まれた農地が広がっています。また、各務原 IC が位置するほか、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館や木曾川前渡南公園などの集客施設を有する地区です。

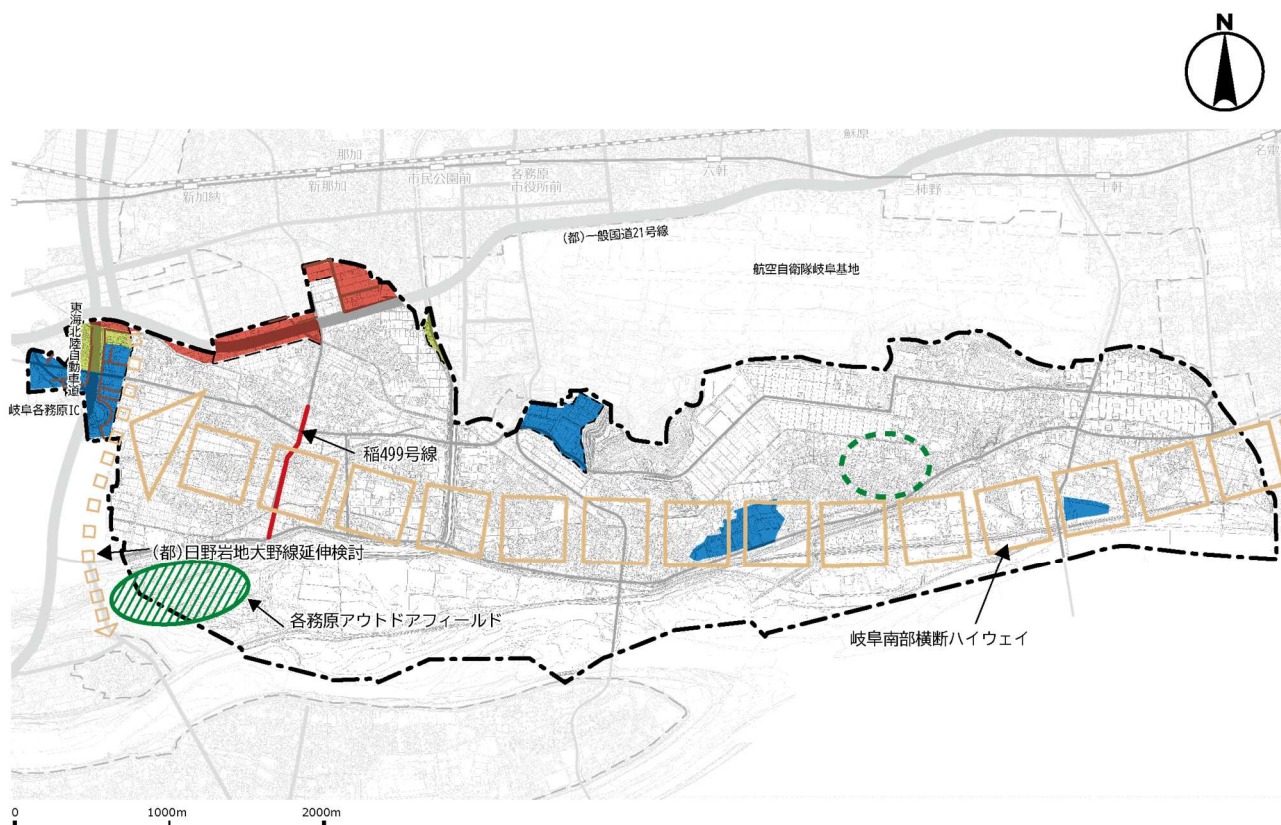


図 地区区分

■地区の目標

地域の活力とコミュニティを育む田園居住地域の形成

本地区区においては、居住環境の維持・改善を図りながら、地区の活力を創出するため、交通利便性の高い岐阜各務原インターチェンジ周辺地区において、新たな企業活動の場となる産業地域の形成を図るとともに、日常生活に必要な機能の立地誘導による生活利便性の確保や既存コミュニティの維持・活性化を図ることを目標とします。



凡 例		
基本情報	土地利用	都市基盤整備
根幹的な幹線道路 (4車線)	低層住宅地域	幹線・補助幹線道路
地域の幹線道路 (2車線)	住宅地域	新設道路の構想
地区界	商業地域	地区計画道路
市街化区域界	工業地域	歩道
	都市計画法第34条第11号区域	公園・緑地
		雨水幹線

図 土地利用・都市施設整備方針図 (稲羽地区)

蘇原地区

地区の概況

蘇原地区は、本市の中央部に位置し、比較的良好な住宅地が広がり、幹線道路沿道には、商業施設が立地しています。また、工業地が多く集積しています。



図 地区区分

蘇原地区の目標

基幹産業の促進と商業機能の充実による活力ある複合地域の形成

本地区においては、住環境との調和を図りながら、航空機産業が集積する川崎町地区やテクノプラザ地区、新たな産業拠点である本市の中心部に位置する各務山地区等の産業基盤の維持・強化を促進するとともに、幹線道路沿線の商業機能の充実により生活利便性の向上を図ることを目標とします。

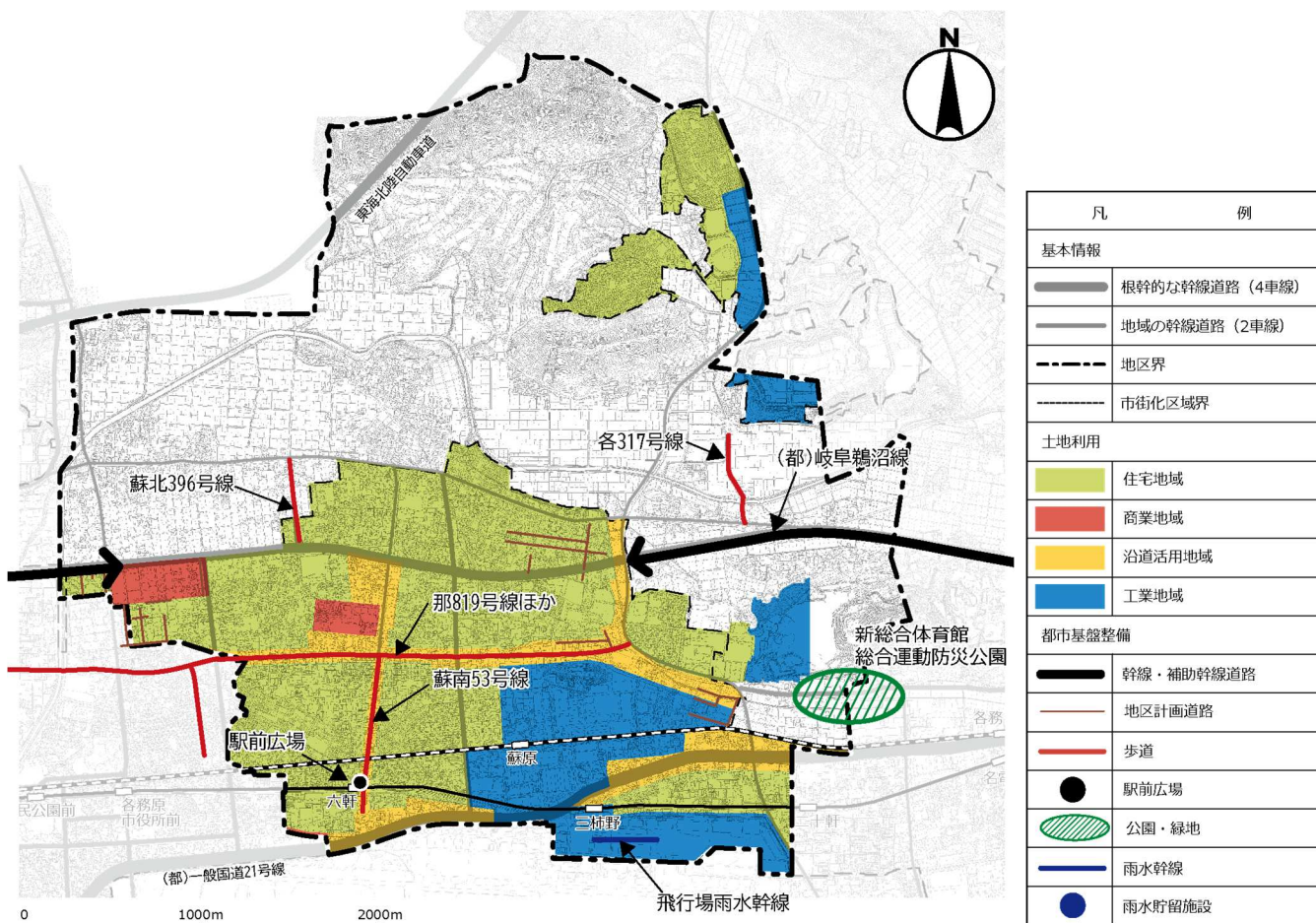


図 土地利用・都市施設整備方針図（蘇原地区）

鵜沼地区

■地区の概況

鵜沼地区は、中山道鵜沼宿をはじめ、村国座、城山、坊の塚古墳等の歴史・文化資源やおがせ池、伊木山等の豊かな自然を有しています。また、北部には住宅地が広がるほか、鵜沼駅・新鵜沼駅は交通結節点となっており、名古屋方面をはじめ広域への交通アクセスに優れた利便性の高い地区です。



図 地区区分

■鵜沼地区の目標

自然、歴史・文化、公共交通の利便性を活かした東の拠点地域と誰もが暮らしやすい住環境の形成

本地区においては、自然・歴史・文化資源の保全・有効活用を図るほか、公共交通の結節点である鵜沼駅・新鵜沼駅周辺における土地の有効・高度利用を促進することにより、公共交通の利便性を活かしながら多様な世代の居住誘導や都市機能の集積を図るとともに、住宅団地における高齢者等の移動手段の確保等により生活利便性の維持を図ることを目標とします。

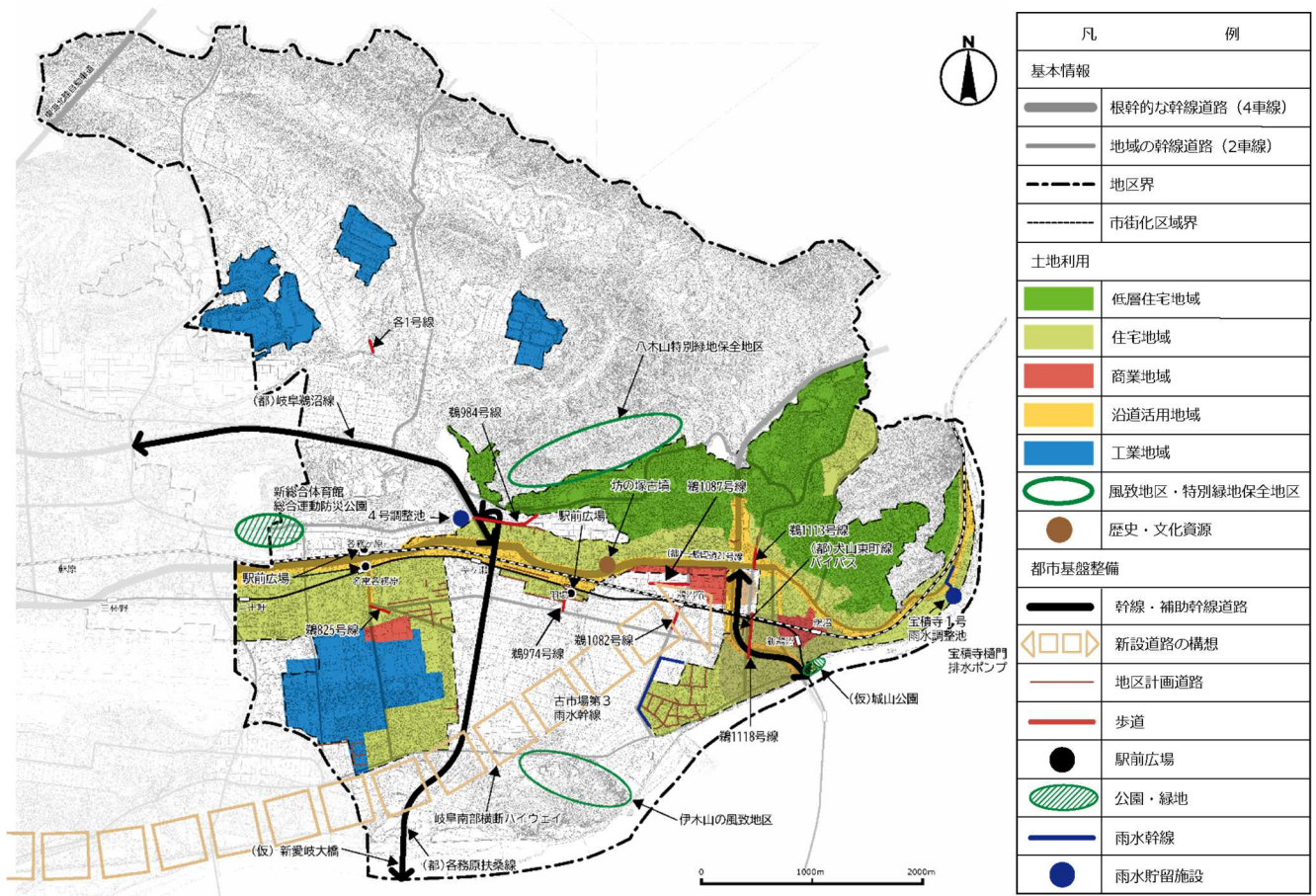


図 土地利用・都市施設整備方針図（鵜沼地区）

川島地区

■地区の概況

川島地区は、比較的低密度な市街地が形成されています。また、県内最大級の観光客数を誇る河川環境楽園のほか、河跡湖公園等を有し、水と緑に恵まれた地区となっています。



図 地区区分

■川島地区の目標

水と緑に包まれた、安全・安心な魅力ある広域交流ゾーンの形成

本地区区においては、これらの施設等の有効活用を図るとともに、水辺を身近に感じられる魅力ある居住区域に多様な世代を誘導し、更なる交流・にぎわいを創出するとともに、治水対策や交通安全対策の推進により安全で安心な生活環境を創出することを目標とします。



凡 例		
基本情報	土地利用	都市基盤整備
根幹的な幹線道路 (4車線)	住宅地域	幹線・補助幹線道路
地域の幹線道路 (2車線)	沿道活用地域	新設道路の構想
地区界	工業地域	歩道
市街化区域界		公園・緑地
		雨水幹線

図 土地利用・都市施設整備方針図 (川島地区)

計画の実現に向けて

計画の推進方針

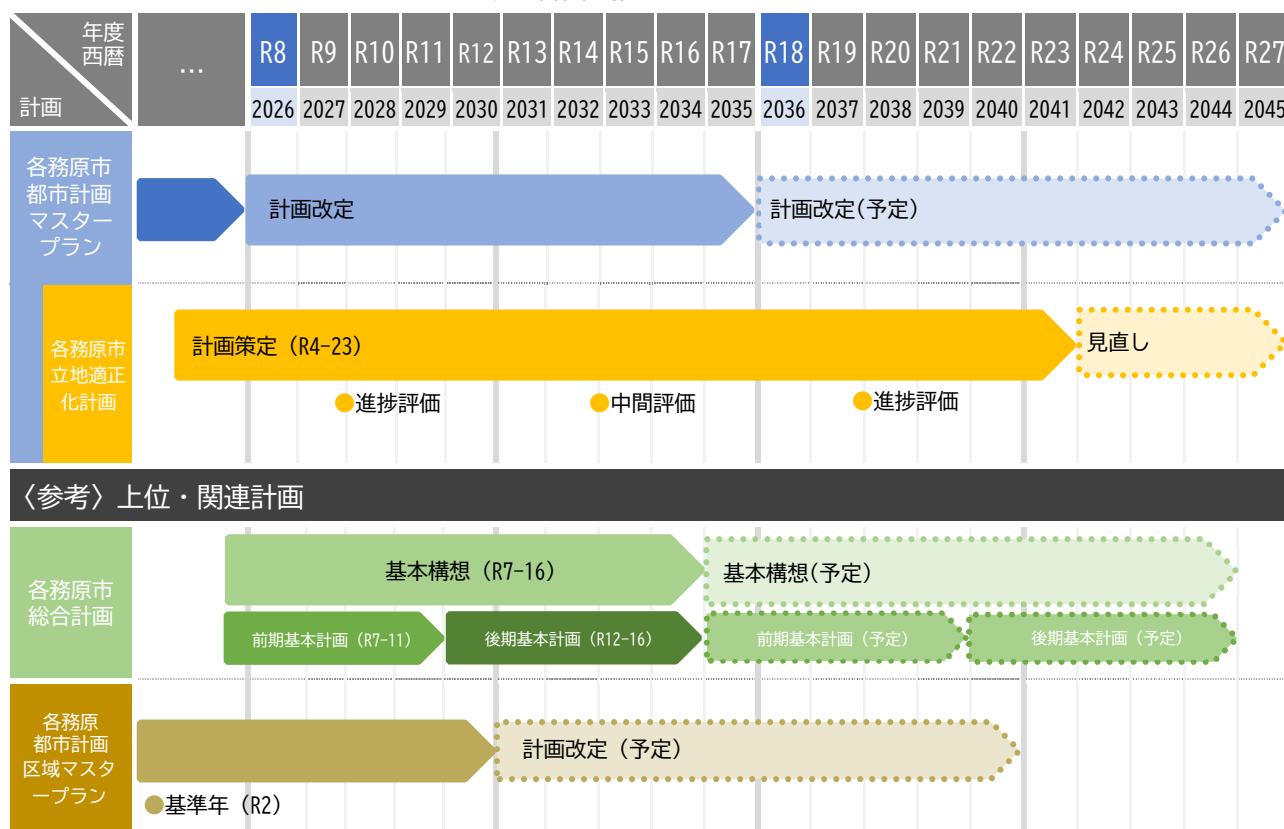
本計画は、長期的な視点から本市の将来像を見据えて都市づくりの基本方針を示しています。

ただし、これらの内容は確定的なものではなく、社会情勢の変化への対応に加え、本市の最上位計画である総合計画（2025-2034）や岐阜県が策定する各務原都市計画区域マスタープランをはじめ、本市の関連計画との統合が必要となった場合には、その状況に応じて本計画の内容を適宜見直します。

計画の推進スケジュール

本計画は、上位・関連計画と統合を図りながら、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年間を計画期間として計画を推進していきます。

表 計画の推進スケジュール



各務原市都市計画マスタープラン2026 概要版

発行：各務原市 都市建設部 都市計画課

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69

TEL：058-383-1983〈直通〉

FAX：058-383-6365

E-mail：tkeikaku01@city.kakamigahara.gifu.jp